

議案第二十三号

三朝町国民健康保険条例の制定について

次のとおり三朝町国民健康保険条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長

坂

出

雅

巳

昭和四十五年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



第二章 保険

三朝町 国民健康保険条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

第一章 この町が行なう国民健康保険

第一条 この町が行なう国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章 国民健康保険運営協議会

第二条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人

第三条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第九編 社会福祉（国民健康保険条例）

第三章 被保険者

第四条 次の各号に掲げる国の国籍を有する者及び其の者の世帯に属する者は被保険者とする。

一 大韓民国

二 朝鮮人民共和国

第四章 保険給付

第五条 被保険者が出産したときは、当該被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として二千円を支給する。

第六条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として、次の区分により、世帯主 三千円、非世帯主 二千円を支給する。

第七条 被保険者が出産した場合においてその出生児を育てたときは、育児手当金として、出産の日から起算して引き続き六箇月間、育児期間一箇月につき二百円を支給する。ただし、その期間が一箇月に満たないときは、一箇月とする。

第五章 保健施設

第八条 この町は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる施設をする。

- 一 診療所（病院）
- 二 保健婦

〔鳥中文〕

第九編 社会福祉 (国民健康保険条例)

三 衛生教育

四 伝染病、寄生虫病その他の疾病の予防

五 健康診断

六 母性及び乳幼児の保護

七 栄養改善

八 その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設

な施設

第九条 前条に定めるもののほか、保健施設に關して必要な事項は、別にこれを定める。

第六章 国民健康保険税

第十条 この町は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第七章 罰則

第十一条 この町は、世帯主が国民健康保険法第九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し二十千円以下の過料を科することができる。

第十二条 この町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに国民健康保険法百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず又は同条の規定による当該職員との質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をした

四九二(一)四九三(〇)

ときは、二十千円以下の過料を科することができる。

第十三条 この町は、偽りその他不正行為により保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第十四条 前三条の過料の額は、情状により町長が定める。

2 前三条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三朝町 国民健康保険条例(昭和三十一年三朝町条例第三号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定により保健給付を受ける資格を有する者は、なお従前の例による。

4 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(一部負担金)

第五条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を、一部負担金として当該療養取扱機関に支払わなければならない。

2 誕生月をもつて八十才以上に達した被保険者が前項の療養の給付を受けたときは、当該給付に要した費用に対する一部負担金を支払うことを要しない。ただし、病院又は診療所へ収容の場合における入院時基本診療料及び入院料は除く。